

実績目標(小)1-1：税務行政の適正な執行

上記目標の概要 <p>申告納税制度の下において、税務行政を円滑に推進するためには、国民各層・納税者の方々の理解と信頼を得ることが基本となります。</p> <p>適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るため、経済社会の高度化、複雑化に対応し、関係法令を適正に適用するとともに、事務を迅速に処理するほか、守秘義務を遵守するなどにより、税務行政を適正に執行します。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理</p> <p>実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等</p> <p>実1-1-3：守秘義務の遵守</p> <p>実1-1-4：職員研修の充実</p>

実績目標(小)1-1についての評価結果

実績目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由 <p>施策「実1-1-1」及び「実1-1-4」の評定は「s 目標達成」でしたが、「実1-1-2」及び「実1-1-3」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。なお、各施策の評定の詳細は、後述のとおりです。</p>	
実績の分析 <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>申告納税制度の下において、適正・公平な課税を実現するためには、関係法令を適正に適用し迅速な処理に努めるほか、個人情報の適切な取扱いや守秘義務の遵守などにより、税務行政を適正に執行する必要があります。</p> <p>なお、施策「実1-1-1」から「実1-1-4」には、それぞれ測定指標を定め、目標達成に向けて有効性・効率性に配意して各種施策に取り組みました。</p>	

施策	実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理																										
測定指標（定量的な指標）	<p>[主要]実1-1-1-A-1：「更正の請求」の3か月以内の処理件数割合 (単位：%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>事務年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>達成度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>97.7</td> <td>96.9</td> <td>97.4</td> <td>97.4</td> <td>96.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 長官官房企画課、課税部消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調 (注) 「更正の請求」がなされた場合、税務署長は、提出された納税申告書に記載された課税標準又は税額等の計算が法律の規定に従っているか調査し、更正することとされています。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 更正の請求（用語集参照）に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、その3か月以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和3事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 更正の請求については、納税者の権利救済手段であることから早期処理に努めるよう会議・研修等の場を通じて指示を徹底し、職員に更正の請求の早期処理についての意識付けを図るなど、「3</p>							事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度	目標値	95	95	95	95	95	○	実績値	97.7	96.9	97.4	97.4	96.7
事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度																					
目標値	95	95	95	95	95	○																					
実績値	97.7	96.9	97.4	97.4	96.7																						

か月以内の処理」を目安として適正・迅速な処理に取り組み、440千件を処理しました。

その結果、3か月以内の処理件数割合は96.7%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

なお、3か月以内に処理できなかつたものの多くは、添付（証拠）書類等に不備があり、その補正等の対処に時間を要したものであることから、今後も引き続き提出書類の周知等に取り組みます。

[主要]実1-1-1-A-2：所得税還付金の6週間以内の処理件数割合 (単位：%)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
目標値	95	95	95	95	95	
実績値	95.0	96.0	98.4	96.7	95.3	○

(出所) 長官官房企画課、課税部個人課税課、徴収部管理運営課調

(注) 令和4事務年度におけるサンプル調査の概要は、P.169に記載しています。

(目標値の設定の根拠)

所得税の還付金処理が迅速に行われているかを測定するため、その6週間以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和3事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

所得税還付金の支払に当たっては、不正な還付を未然に防止するため、申告内容や添付書類の審査を確実に実施するとともに、各種会議等を通じて事務処理手順の遵守と管理者による確実な監査の実施を徹底して正確性の確保を図りました。

納税者に対しては、必要な添付書類や還付金支払先の記載に当たっての留意点について、申告の手引や国税庁ホームページ等を活用して周知を図りました。

これらの取組に加えて、適切な進捗管理と関係部門間の緊密な連携・協調を確保することにより、的確かつ迅速な還付金の支払に努めました。

こうした取組の結果、6週間以内の処理件数割合は95.3%となり、実績値が目標値に達したことから、達成度は「○」としました。

[主要]実1-1-1-A-3：納税証明書の15分以内の発行割合 (単位：%)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
目標値	90	90	90	90	90	
実績値	92.6	91.1	90.9	91.9	92.2	○

(出所) 徴収部管理運営課調

(注1) 令和4事務年度におけるサンプル調査の概要は、P.169に記載しています。

(注2) サンプル調査については、例年、5月、9月、11月、2月に実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月の実施は取りやめています。

(目標値の設定の根拠)

納税証明書（用語集参照）の発行に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、納税者からの請求に対する15分以内の発行割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和3事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

納税証明書の発行に当たっては、正確性を確保した上で迅速な処理に努めた結果、15分以内の発行割合は92.2%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

測定指標 (定量的な指標)	なお、15分を超えたものの多くは、申告書提出の有無や納付の確認を行う必要があったもの、複数の種類の納税証明書の提出を同時に受けたことなどを理由とするもの ^(注) であり、いずれも正確性を確保するために処理時間を要したものです。																
	(注) 発行に時間要するものは、受付時等において、その旨を説明しています。																
	[主要]実1-1-1-A-4：酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合 (単位：%)																
	形態	会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度									
	製造免許	目標値	—	100	100	100	100	○									
		実績値	100	100	100	100	100										
	販売業免許	目標値	—	100	100	100	100	○									
		実績値	99.9	100	100	100	100										
	(出所) 課税部酒税課調																
	(注1) 標準処理期間は、免許の種類及び申請等の内容により異なりますが、税務署長限りで処理するものについては、原則として、申請書類が提出された日の翌日から起算して2か月以内です。																
	(注2) 実績値は、申請者の都合によって標準処理期間内に処理を行わなかったものを除いて算出しています。																
(目標値の設定の根拠)																	
酒類の製造免許の申請が増加傾向にあるなど免許事務が増大する中、適正な免許処理を行う観点から、酒類の製造及び販売業免許に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、標準処理期間内の処理割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、100%に設定しました。																	
(目標の達成度の判定理由)																	
酒類の製造及び販売業免許の処理は、免許の申請者等に対して、申請者等の実情に配意した親切かつ丁寧な説明を行うとともに、酒税法及び法令解釈通達に規定されている要件について適正かつ厳格な審査を行い、迅速な処理に努めました。																	
その結果、製造免許申請及び販売業免許申請の全てについて、標準処理期間内で処理したことから、達成度は「○」としました。																	
施策についての評定		s 目標達成															
評定の理由	全ての測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。																

実1－1－1に係る参考情報

参考指標 1：「更正の請求」の処理件数 (単位：千件)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
処理件数	409	369	416	413	440

(出所) 長官官房企画課、課税部消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調

参考指標 2：所得税還付申告書提出件数 (単位：千件)

年 分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
提出件数	13,056	13,025	13,014	13,297	13,327

(出所) 課税部個人課税課調

(注) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分から令和3年分については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

参考指標 3：納税証明書の請求件数 (単位：千件)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
請求件数	1,466	1,446	2,266	1,673	1,707

(出所) 徴収部管理運営課調

参考指標 4：酒類の製造及び販売業免許場数の推移 (単位：場)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
酒類製造免許場数	3,394	3,452	3,574	3,715	3,891
酒類販売業 免許場数	卸売業	内10,616 12,302	内10,740 12,460	内11,064 12,994	内11,548 13,703
	小売業	170,116	167,719	166,858	167,587
					167,150

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 各会計年度末現在の状況です。

(注2) 一製造場で複数の酒類の免許を有しているものは、1場として集計しています。

(注3) 「酒類卸売業免許場数」の内書は、卸売業と小売業の兼業場です。

(注4) 「酒類小売業免許場数」は、販売できる酒類の範囲の条件が全酒類であるものです。

参考指標 5：酒類の製造及び販売業免許の処理件数等 (単位：件)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
処理件数	34,033	32,636	49,859	26,409	31,615
特区法に基づくもの	29	24	29	29	10

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 「特区法に基づくもの」は、構造改革特別区域法（総合特別区域法によるみなし適用を含む。）（用語集参照）に基づく酒類製造免許の処理件数を示します。

(注2) 令和2年度の処理件数には、新型コロナウイルス感染症対策として臨時に措置した「料飲店等期限付酒類小売業免許」の申請に係る件数（27,039件）を含んでいます。

施策	実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等	
	[主要]実1-1-2-B-1：情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応	
目標	情報公開法に基づく開示請求等に対して適切に対応します。 (目標の設定の根拠) 情報公開法に基づく開示請求等に適切に対応することが、税務行政の透明性を確保するために重要であることから、目標として設定しています。	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	(実績) 開示請求に対し、法令に基づき適切に開示決定等することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。 (目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、開示請求に対し、法令に基づき適切に開示決定等することにより、税務行政の透明性の確保に努めたことから、達成度は「○」としました。	○
[主要]実1-1-2-B-2：個人情報保護法及び番号法に基づく（特定）個人情報の適切な管理及び開示請求等への適切な対応		
目標	個人情報保護法及び番号法に基づき（特定）個人情報を適切に管理します。 また、開示請求等に対して適切に対応します。 (目標の設定の根拠) 個人情報保護法及び番号法に基づき、（特定）個人情報を適切に管理すること及び個人情報保護法に基づき開示請求等に適切に対応することが、同法が目的とする個人の権利利益の保護のために重要であることから、目標として設定しています。	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	(実績) 個人情報の取扱いに係る不適切事案の発生を防止するため、全職員を対象とする研修や、各種会議等で周知するなどにより、職員の意識向上を図るとともに、不適切事案が発生した場合には、原因を究明し、再発防止策を講じました。 また、開示請求に対し迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。 (目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、個人情報の取扱いに係る不適切事案の発生を防止するため、全職員を対象とする研修や、各種会議等で周知するなどにより、職員の意識の向上を図るとともに、不適切事案が発生した場合には、原因を究明し、再発防止策を講じました。 また、開示請求に対しては、迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。 しかしながら、個人情報の厳正な管理が求められる中にあって、所定の場所に文書が保存されておらず所在不明となった事案など、個人情報の取扱いに係る不適切事案が発生 ^(注) したことから、達成度は「△」としました。 (注) 令和4年度における個人情報の取扱いに係る不適切事案（郵便局による配達事故を除く。）は、151件（前年度148件）です。	△

施策についての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	測定指標1-1-2-B-1の達成度は「○」であったものの、測定指標1-1-2-B-2の達成度を「△」としたことから、「a 相当程度進展あり」としました。

実1－1－2に係る参考情報

参考指標 1：情報公開法に基づく開示請求件数等 (単位：件)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
開示請求件数	3,940	3,938	4,284	4,016	4,574
開示決定等件数	3,961	3,960	4,320	3,940	4,535
全部開示	547	649	532	501	625
部分開示	3,311	3,156	3,660	3,354	3,791
不開示	103	155	128	85	119

(出所) 長官官房情報公開・個人情報保護室調

(注) 令和4年度は、暫定値です。

参考指標 2：個人情報保護法に基づく開示請求件数等 (単位：件)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
開示請求件数	56,540	60,324	122,992	83,868	70,623
開示決定等件数	56,136	60,298	122,324	81,128	73,034
全部開示	18,019	19,418	37,782	32,047	36,524
部分開示	37,624	40,396	83,882	48,362	35,820
不開示	493	484	660	719	690

(出所) 長官官房情報公開・個人情報保護室調

(注) 令和4年度は、暫定値です。

[再掲：実（大）1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収（参考指標8）]

参考指標 3：非行の予防講話等の実施回数（署職員1人当たり）

(単位：回)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
実施回数	4.6	4.6	4.4	4.7	5.4

(出所) 長官官房監察官調

(注) 監察官及び署長等から、監察官室発行のリーフレット等を参考に守秘義務の遵守・行政文書等の適切な管理・国家公務員倫理法の遵守・綱紀の厳正な保持等、非行の未然防止に向けた講話をを行っています。

施策	実1-1-3：守秘義務の遵守		
	[主要]実1-1-3-B-1：守秘義務遵守の周知徹底		
測定指標 (定性的な指標)	目標	税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて職員への周知徹底を図ります。 (目標の設定の根拠) 税務行政を円滑に執行するためには、税務調査への協力の確保等、納税者の理解と信頼が不可欠であり、守秘義務の遵守がその基本となります。会議や研修等を通じて職員への周知徹底及び意識の醸成を図ることが、守秘義務の遵守のために重要であることから、目標として設定しています。	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	(実績) 税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議等で周知するとともに、定期的に職員に対する研修を行うことにより、職員への周知徹底に取り組みました。 また、近年の非行発生状況を踏まえ、外部講師による専門的な研修を実施するとともに、採用時研修（普通科・専門官基礎研修・社会人基礎研修）においても税務職員としての基本教育に関するカリキュラムを拡充し、さらに職場環境や日常の人事管理の観点から、職員の身上把握の徹底を周知するとともに、職場内コミュニケーションの充実の観点から、1 on 1 ミーティングに積極的に取り組むなど、様々な再発防止策を講じました。 (目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、税務行政に対する納税者の理解と信頼が得られるよう、守秘義務の遵守について周知徹底に取り組んだことから、達成度は「○」としました。	○	
施策についての評定	a 相当程度進展あり		
評定の理由	守秘義務の遵守については、監察官及び署長等から非行の予防講話を実施したほか、会議や研修等を通じて、機会あるごとに職員への周知を図ったことから、測定指標の達成度は「○」と判定しました。一方で、職員が職務上知り得た情報の取扱いに係る不適切事案が発生していることを踏まえ、「a 相当程度進展あり」としました。 今後、こうしたことが発生しないよう、引き続き、守秘義務の遵守の周知徹底に取り組みます。		

実1－1－3に係る参考情報

[再掲：実（大）1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収（参考指標8）]

参考指標 1：非行の予防講話等の実施回数（署職員1人当たり）

（単位：回）

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
実施回数	4.6	4.6	4.4	4.7	5.4

(出所) 長官官房監察官調

(注) 監察官及び署長等から、監察官室発行のリーフレット等を参考に守秘義務の遵守・行政文書等の適切な管理・国家公務員倫理法の遵守・綱紀の厳正な保持等、非行の未然防止に向けた講話をを行っています。

施策	実1-1-4：職員研修の充実				
測定指標 (定性的な指標)	[主要]実1-1-4-B-1：アンケート調査による受講者の意見の把握等				
	目標	職員研修の充実を図るため、職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査により受講者の意見等を把握し、研修内容等の見直しを行います。 (目標の設定の根拠) 職場の研修ニーズや受講者に対するアンケート調査により意見・要望等を把握し、必要に応じて研修内容等に反映させるなど、的確な見直しを行っていくことが職員研修の充実を図るために重要であることから、目標として設定しています。	達成度		
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 研修ニーズやアンケート結果を踏まえ、カリキュラムの見直しや講義方法の改善を行うなど、職員研修の充実を図りました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 納税者の信頼と期待に応えるためには、経済取引のグローバル化・デジタル化の進展等、税務行政を取り巻く環境の変化に適切に対応し、職員が高度な専門的知識を習得するなど職務遂行能力の向上を図る必要があります。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンラインの利用など実施方法の変更等をしながら、データリテラシーレベルに応じた研修を整備、実施するなど、職務遂行に必要な専門的知識や技能を習得させることで、職員の能力・資質の一層の向上を図りました。さらに、職場の研修ニーズに加えて、研修ごとのアンケート調査等の結果を踏まえ、研修実施状況の評価・検証を行い、翌年度の研修内容等に反映させる等の見直しを行ったことから、達成度は「○」としました。</p>	○			
施策についての評定	s 目標達成				
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。				

実1-1-4に係る参考情報

参考指標 1：税務大学校における研修の実施状況 (単位：コース、人、日)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
コース数	53	53	25	41	47
受講者数	10,186	10,753	9,081	11,024	10,429
延べ日数	516,589	531,689	422,905	599,101	593,058

(出所) 税務大学校調

(注1) 各年度の受講者数及び延べ日数は、新規採用職員数の変動等に伴い変動しています。

(注2) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、28コースの研修の実施を見送っています。

参考指標 2：グローバル化・デジタル化関連研修の実施状況

(単位：コース、人)

会 計 年 度		平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
グローバル化 関 連 研 修	研修コース数	100	93	90	100	82
	研修受講者数	2,045	1,969	1,936	2,078	1,862
デジタル化 関 連 研 修	研修コース数	62	83	60	63	77
	研修受講者数	1,860	1,926	1,434	1,422	1,726

(出所) 長官官房人事課調

(注) 研修総課業時間数（1コースあたり）20時間以上の研修を集計しています。

評価結果の反映

以下の施策を引き続き実施します。

(実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理)

所得税還付申告書の処理等に当たって、申告内容や添付書類の審査や確実な監査を実施することで正確性の確保を図るとともに、適切な進捗管理と関係部門間の緊密な連携等を図ることにより、効率的かつ迅速な事務処理に努めます。

(実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等)

情報公開法及び個人情報保護法の趣旨を踏まえ、作成・取得した行政文書及び個人情報を適切に管理し、開示請求等に適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保を図ります。

また、個人情報保護法や番号法の趣旨を踏まえ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適切に取り扱います。

特に、（特定）個人情報については、より一層厳格な取扱いが求められることから、引き続き、全職員を対象とした個人情報の保護に関する研修や管理状況の点検等を通じて、国税庁が保有する個人情報を適切に取り扱うための留意事項を周知徹底して意識向上を図るとともに、納税者に関する情報を厳正に管理します。

(実1-1-3：守秘義務の遵守)

税務行政の執行に当たって、納税者の理解と信頼が不可欠であるとの認識の下、引き続き、職員に対し、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて、機会あるごとに守秘義務の遵守について周知徹底を図ります。

(実1-1-4：職員研修の充実)

職員研修について、職場の研修ニーズ、アンケート調査による受講者の意見及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等も踏まえながら、実施方法も含めた研修内容等の見直しを常に行い、税務行政を取り巻く環境の変化に応じた職員研修となるよう取り組みます。

また、税務行政は国民各層・納税者の方々の信頼の上に成り立っていることを踏まえ、組織理念の浸透・実践の取組に加え、全ての職員を対象とする綱紀保持の研修など、あらゆる機会をとらえて税務行政に対する信頼確保やモラルの維持・向上に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国税庁は全国に人材があるからこそできることがたくさんあり、新しい技術等を取り込みつつ、人でなければできないことも含め事業者や個人から信頼していただけるような、更なる取組が進むことを願う。 ○ セキュリティ面については、個人情報などの情報管理は大事である中で、政府のシステムは、いろいろな技術によって様々な攻撃を受けている。DXが進めば進むほどしっかりとセキュリティ対策が必要であるため、対策が適切に取られているかしっかりと確認していくいただきたい。
------------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	○ 国税庁の職員、あるいは国税庁の仕事が、納税者にどう評価されているかということは重要なことだが、実績評価書に出ているいくつかのデータを見ても、国税庁に対する納税者の信頼は揺らいでいない。一方で、納税者の信念の揺らぎが起き始めているとすれば、国税庁の職員がそれを一番感じているのではないか。それをデータ的にどう確認できるのか関心がある。
-------------------------	--

実績目標に係る 予算額等	区分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	2,020,504	1,862,421	1,717,219	1,714,036
		補正予算	△6,411	△22,460	△2,352	—
		繰越等	0	0	N. A.	
		合計	2,014,093	1,839,961	N. A.	
	執行額(千円)	1,241,521	1,329,815	N. A.		

(注) 令和4年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和5年11月頃に確定するため、令和5事務年度実績評価書に掲載予定です。

(概要)

税務大学校に必要な経費

実績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	○ 「公文書管理の適正の確保のための取組について」（平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定）
--	---

実績評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	国税庁レポート2023（令和5年6月国税庁）
--	------------------------

前事務年度実績評価 結果の施策への反映 状況	<p>(実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理) 所得税還付申告書等の処理に当たっては、的確かつ効率的な事務処理に努めました。</p> <p>(実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等) 開示請求等に適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。 また、個人情報の適切な取扱いについて、国税庁が保有する個人情報を適切に取り扱うための留意事項を職員に周知し、職員の意識向上を図るとともに、納税者に関する情報を厳正に管理しました。</p> <p>(実1-1-3：守秘義務の遵守) 守秘義務の遵守については、監察官及び署長等から職員に対する講話を実施したほか、会議で周知するとともに、職員研修の実施など、機会あるごとに、その周知徹底に取り組みました。</p> <p>(実1-1-4：職員研修の充実) 職員研修については、職場の研修ニーズやアンケート調査による受講者の意見等を踏まえ、定期的な評価・検証を実施し、税務行政を取り巻く環境の変化に応じたものとなるよう取り組みました。</p>
---------------------------------------	---

担当部局名	長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、公文書監理室、税理士監理室、広報広聴	実績評価実施時期	令和5年10月
--------------	--	-----------------	---------

担当部局名	室、人事課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進室、法人番号管理室、参事官付、国際業務課、相互協議室、厚生管理官、監察官、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官、鑑定企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校、国税不服審判所		
--------------	--	--	--